

## 川越市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しにあたって

### 1. 中間年見直しの背景と目的

#### (1) 実施の背景

川越市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）における審議を経て、平成27年3月に策定されました。策定にあたっては、子育て世帯に対するニーズ調査を実施し、潜在的な需要も加味された量の見込み量を算出し、見込み量に対応するための目標事業量を定めました。

事業計画は平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間と定めており、計画期間における中間期にあたる平成29年度に策定時以降の状況の変化に合わせ量の見込み等を見直すこととなっており、中間年の見直し作業を行うこととしたものです。

#### (2) 見直しの期間

計画期間の後期にあたる平成30年度から平成31年度までの2年間とします。

#### (3) 見直しの内容

##### ①子どもの貧困対策について

国の子どもの貧困対策推進法や国の大綱制定を踏まえた、川越市の子どもの貧困対策に関する記載を本計画に明確に位置づけ、推進を図ります。子どもの貧困に対する施策の実施にあたっては、子育て家庭を幅広く対象として捉えたニーズ調査等の実施を検討し、的確なニーズの把握に努め、効果的に施策を推進していきます。

##### ②児童数の将来予測値の見直し

平成29年1月1日を新たな基準日とした、平成30年以降の児童数の将来予測値を算出しました。

##### ③教育保育の量の見込みと確保方策の見直し

当初策定した量の見込みと認定実績数に乖離が見られるため、教育保育の量の見込みの見直しを行い、新たに確保方策を定めました。

##### ④地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策の見直し

児童数の将来予測値の見直し及び教育保育の量の見込みと確保方策の見直しを踏まえ、地域子ども子育て支援事業における各事業の量の見込みと確保量について実績値の推移を踏まえ見直しました。

##### ⑤子ども・子育て支援事業の取組・事業の見直し

掲載事業の118事業について、実績値や現状に合わせた目標事業量の見直し等を行います。また、計画策定時以降開始された事業や計画期間中に実施予定が見込まれる事業について、掲載事業として追加し、計画の効果をさらに高めていく内容に改めます。